

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」および同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります

2. 受注型企画旅行契約

- (1) この旅行は、トラベル・スタンダード・ジャパン株式会社（東京都豊島区西池袋1-11-1 メトロポリタンプラザビルオフィスタワー11階 観光庁長官登録旅行業1949号以下「当社」といいます。）が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、契約書面、旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業約款の受注型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）等によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行のお申込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記の申込金を添えてお申込み頂きます。申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。

旅行代金 (おひとり)	申込金（おひとり）	
	出発日の前日から起算してさかのぼって60日目にあたる日まで	出発日の前日から起算してさかのぼって61日目以前（※）
50 万円以上	10 万円以上旅行代金まで	10万円以上旅行代金の20%以内
30 万円以上 50 万円未満	5 万円以上旅行代金まで	5 万円以上旅行代金の20%以内
15 万円以上 30 万円未満	3 万円以上旅行代金まで	3 万円以上旅行代金の20%以内
10 万円以上 15 万円未満	2 万円以上旅行代金まで	2 万円以上旅行代金の20%以内
10 万円未満	旅行代金の 20%以上旅行代金まで	旅行代金の20%以内

※次の場合には、旅行代金の20%を超える金額を申込金として収受することがあります。①お客様がクレジットカード支払いを選択した場合、②その他お客様が希望した場合

- (2) 当社は電話、電子メール及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受付けます。この場合、契約は申込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申込書の提出（ホームページ上にお客様情報等を登録していただくことで、申込書の提出となります。）と申込金のお支払いをして頂きます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱わせて頂く場合がございます。（ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申込みをお断りさせていただく場合があります）
- (3) 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部又は全部として取り扱います。また第7項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。
- (4) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力することがあります。この場合でも当社は申込金を「お預かり金」として申受けます。ただし、当社が予約可能となった旨を通知する前にお客様よりキャンセル待ちの解除のお申出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該申込金を全額払い戻します。

4. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます）を定めて申込んだ受注型企画旅行契約の締結については、本項の規定を適用します。
- (2) 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出して頂きます。
- (4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後において、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) 当社は、契約責任者から構成者変更のお申出があった場合可能な限りこれに応じますが、変更によって生じる旅行代金の増加および変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

5. 申込条件

- (1) 20 歳未満の方は法定代理人（親権者など）の同意書が必要です。また旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行が必要です。
- (2) a. 身体に障害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合、利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (3) 特定のお客様層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。

- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (5) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用の払い戻しは行いません。
- (6) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (7) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申し出ください。
- (8) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) お客様が、当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動 若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする 場合があります。
- (10) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社らの信用を毀損し若しくは 当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする 場合があります。
- (11) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

6. 企画書面の交付

- (1) 当社は、受注型企画旅行契約のお申込みをしようとするお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます）を交付します。
- (2) 当社は前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金以下「企画料金」といいます）の金額を明示することがあります。

7. お客様との契約成立時期

- (1) 第3項(1)及び(2)の電話による旅行契約のお申込みの場合、旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金の受取をしたときに成立致します。
- (2) 第3項(2)の電子メール及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みの場合、旅行契約は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を発送したときに成立致します。
- (3) 第3項(4)の場合で、キャンセル待ちのコース企画旅行の契約成立は、お客様から当該申込みの撤回のご連絡がなく、且つ当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。この場合、当社が既にお預かりしている代金は、この時点で正式に申込金として受理したものとみなします。
- (4) 当社指定の銀行口座へのお振り込みがあった場合には、当社の領収書は、銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。また、クレジットカードでのお支払いの場合には、各クレジット会社が発行する利用明細書をもって代えさせていただきます。

8. 契約書面と確定書面のお渡し

- (1) 当社は旅行契約成立後、速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ等、旅行条件書、申込書控え等により構成されます。
- (2) 本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時間・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した確定書面を旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日までにお渡しすることがあります。お渡し方法には、郵送、電子メール、ホームページ上でのご案内を含みます。また、お渡し日前であってもお問い合わせ頂ければ当社は手配状況についてご説明致します。

9. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日から起算してさかのぼって41日目あたる日以前にお支払いいただきます。旅行開始日から起算してさかのぼって41日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までに支払いいただきます。

10. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃料金。また、契約書面内でファーストクラス席、ビジネスクラス席、プレミアムエコノミー席と明示されていない場合はエコノミークラス席、鉄道は普通車両を利用します。
 - (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、ただし旅行日程に送迎付きと表記してある場合に限りです）
 - (3) 旅行日程に明示した宿泊料金及び税・サービス料金（ホームページ等に特に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）
 - (4) 旅行日程に明示した観光の料金（バス料金・ガイド料金・入場料等）
 - (5) 旅行日程に明示した食事の料金（機内食は除外）及び税・サービス料金
 - (6) 航空会社の定める無料手荷物許容量以内の手荷物運搬料金（ご利用航空会社及び、ご利用等級や方面によって異なりますので詳しくはご利用航空会社へお尋ねください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料化に伴い一部含まれない場合もございます。）
 - (7) ホームページ等で燃油サーチャージ込みと明記したコースの燃油サーチャージ。該当コースについては、運送機関の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収および返金はいたしません。
 - (8) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
 - (9) 上記(1)から(8)以外で、企画書面にその旨を記載した料金
- ※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。

11. 旅行代金に含まれないもの

前第10項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金(各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について)
- (2) クリーニング代、電報電話代、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付け、その他追加飲料

- 等個人的諸経費及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 傷害、疾病に関する医療費
- (4) 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・証紙料金・査証料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等)
- (5) 日本国内における白宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- (6) 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料、旅行日程中の各国航空税・出国税及びこれに類する諸税
- (7) 船舶又は航空機で日本から出国する方を対象に設定される国際観光旅客税
- (8) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (9) その他募集広告、ホームページ上、企画書面等内で「〇〇別途料金」と称するもの
- (10) 運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金します。(前項(7)のコースの燃油サーチャージは除きます)
- (11) ホテルからの直接請求について
※旅行代金とは別に現地に宿泊税(CITY TAX)のお支払いが義務付けられております(1泊お1人につき)。ご宿泊代金には含まれていない為、お客様ご自身にてご精算が必要となります。(チェックイン時またはチェックアウト時のご精算となります)また、「リゾートフィー」や「ファシリティチャージ」等の名目(別名目もあり)でホテルが独自にサービス料の徴収を行う事もございます(1泊1室につき)。課税(サービス料)金額については、ホテル、グレード、宿泊日数、宿泊期間によって異なる為、ご出発前にご確認される事をお勧め致します。
※ホテル側より予告なく徴収が開始されるケースもございます。
※リゾートフィーやファシリティチャージ等のサービス料については、施設ならびに備品の使用有無に関わらず、ご宿泊者皆様が徴収の対象となります。
※上記課税ならびにサービス料については、当社にて負担出来るものではございませんので、予めご了承お願い申し上げます。
- (12) 上記(1)から(11)以外で、企画書面にその旨を記載した料金

12. お客様が出発までに実施する事項

- (1) 旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。)
- a. 旅券(パスポート)：旅行参加には、ホームページ・企画書面等に記載の残存有効期間を満たす旅券が必要です。
- b. 査証(ビザ)：旅行参加には、ホームページ・企画書面等に記載された国の査証が必要です。現在お持たの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続きの一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。
- (2) 保健衛生について：渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」(<http://www.forth.go.jp/>)でご確認ください。
- (3) 海外危険情報について：渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店より「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp>)でもご確認ください。

13. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更するように求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- (2) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

14. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切致しません。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の企画書の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更致します。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知致します。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- (4) 第13項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます)が減少又は増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
- (6) 日本国内の空港からホームページ等に記載した出発空港への区間を、ホームページ等に記載した追加代金等で利用する場合、その運賃の差額を徴収します。

15. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合お客様には、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、当社の指定す

- る手数料をお支払い頂きます。ただし、当社は、業務上の都合があるときは、お客様の交替をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が、地位の譲渡を承諾し且つ手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りうけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することになります。

16. 旅行契約の解除・払戻し

- (1) 旅行開始前
- ① お客様の解除権
- ア お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、表のいずれの区分に該当するかは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準として判定します。
- イ 契約解除はお電話、ファクシミリ、電子メール、郵便その他の通信手段でお受け致します。お電話で申し出を行う場合には、旅行開始日当日も含め当社の営業時間内にお受け致します。なお、ファクシミリ、電子メール、郵便その他の通信手段によるお申し出の場合で、それらが当社の営業時間外に着信したときは、翌営業日にお取消しの申出があったものとして取り扱います。なお、その場合において、翌営業日を過ぎても当社からお客様へ解約を受け付けた旨の連絡がない場合には、当社までお電話でご連絡下さい。
- ※お申し出の期日により取消料の額に差が生じることもありますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認ください。
- ウ 各種ローンの取扱手続き上及びその他渡航手続き上の事由により、旅行契約解除の場合も上記の場合も取消料の対象になります。
- エ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
- a. 第13項(2)に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。
- b. 第14項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の円滑な実施が不可能となり、又は、不可能になるおそれがきわめて大きいとき。
- d. 当社がお客様に対し、第8項(2)に記載の確定書面を同項に規定する日までにお渡しできなかったとき。
- e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- オ 当社は本項「(1)①ア、イ、ウ」により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払戻しを致します。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申受けます。
- カ 本項(1)にかかわらず、特定のコース(日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行契約等)につきましては、当社約款の特定海外旅行に係る取消料によります。
- キ 下記の表の適用に当たって、「旅行開始後」とは当社特別補償規程第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。なお、お客様のご都合により旅行当日に手荷物検査等の受付終了時刻に間に合わなかった場合は、受付が不可能になった時点(受付締切チェックインカウンターの時刻など)以降を「旅行開始後」とみなします。

一国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 本表(二)以外の受注型企画旅行契約	
イ ロからへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目(日帰り旅行にあっては十日目)に当たる日以降に解除する場合(ハからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日に当たる日以降に解除する場合(ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 30%
ニ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40%
ホ 旅行開始当日に解除する場合(ヘに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 50%
ヘ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります

二海外旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約 (本表(二)から(三)に掲げる旅行契約を除く。)	
イ ロから二までに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る)	企画料金に相当する金額

ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く）	旅行代金の 20%
ハ 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く）	旅行代金の 50%
ニ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
(二) 貸切航空機を利用する受注型企画旅行契約	
イロからホまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）	企画料金に相当する金額
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の 20%
ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ニ及びホに掲げる場合を除く）	旅行代金の 50%
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合（ホに掲げる場合を除く）	旅行代金の 80%
ホ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%
(三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

- ②当社の解除権
- ア) お客様が第9項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項「(1)①ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払い頂きます。
- イ) 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - c. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - d. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社が予め明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - e. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全且つ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - f. お客様が第5項(8)から(10)までのいずれかに該当する事が判明した場合。
- ウ) 当社は本項「(1)②ア」により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻し致します。
- (2) 旅行開始後の解除・払戻し
- ①お客様の解除・払戻し
- ア) お客様のご都合により旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しは致しません。
- イ) お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻し致します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。
- ②当社の解除・払戻し
- ア) 旅行開始後であっても、次の項目に該当する場合は、当社はお客様に予め理由を説明して、旅行契約の全部又は一部を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - b. お客様が旅行を安全且つ円滑に実施するための添乗員、その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者又は他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全且つ円滑な実施を妨げるとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令とその他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能になったとき。
 - d. お客様が第5項(8)から(10)までのいずれかに該当する事が判明した場合。
- イ) 解除の効果及び払戻し 本項「(2)②ア」に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻し致します。
- ウ) 本項「(2)②ア」の a. c. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配を致します。
- エ) 当社が本項「(2)②ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との

- 間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 旅行代金の払戻しの期間
- 当社は、第14項の(2)(3)(4)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払戻し致します。
- (4) 本項(3)規定は、第20項(当社の責任)又は第22項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 旅程管理

- 当社は、旅行の安全且つ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。
- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によらない場合、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定の方法で支払わなければならないものとします。

18. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動して頂くときは自由行動時間中を除き、旅行を安全且つ円滑に実施するための当社の指示に従って頂きます。

19. 添乗員

- (1) 添乗員同行の有無は契約書面に明示致します。
- (2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地において当社が手配を代行させる者（以下「手配代行者」といいます。）により行わせ、その者の連絡先を確定書面に明示致します。
- (4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までと致します。
- (5) 添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、ご理解とご高配をお願い申し上げます。

20. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償致します（損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り）。
- (2) 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等のサービス提供機関（航空機、鉄道、バス、ホテル等）の手配を当社に変わって手配をする者（現地手配会社）をいいます。
- (3) 当社の責任の範囲は、当社又は上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合に限り、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等のサービス提供機関の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合は、当該サービス提供機関の責任となります。
- (4) 当社では、お客様へ海外旅行保険のご加入を強くお勧め致します。
- (5) お客様が次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
- ア) 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - イ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止
 - エ) 自由行動中の事故
 - オ) 食中毒
 - カ) 盗難・詐欺等の犯罪行為
 - キ) 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の変更
 - ク) 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用・賠償責任・救護者費用等
 - ケ) その他、当社の関与し得ない事由
- (6) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生日の翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に（当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます）賠償致します。

21. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然且つ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金をお支払い致します。また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規程第18条2項に定める品目については補償致しません。

- ※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用・賠償責任・救援者費用等には一切適用されません。
- (2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払い致しません。ただし、当該運動が受注型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社が本項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき前項の損害賠償金に充当します。
- (4) 当社は求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがありますが、この場合当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。
- (5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務及び前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

2.2. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申受けず。
- (2) お客様は当社に虚偽の報告及び第2項の申込書に虚偽の記載をしてはなりません。
- (3) 当社所定の申込書のローマ字氏名を記入される際には、ご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りにご記入下さい。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券・乗船券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社はお客様の交代の場合に準じて第15項のお客様の交替手数料を頂きます。尚、運送・宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除頂く場合もあります。この場合には第16項の当社所定の取消料を頂きます。
- (4) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (5) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申出なければなりません。

2.3. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の①②で規定する変更を除きます）、第9項に定める旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更事項について当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）。
- ア) 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変イ) 戦乱
ウ) 暴動
エ) 官公署の命令
オ) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供キ) 旅行参加者の生命又は身体确保安全確保のために必要な措置
- ② 第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第9項で定める旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満である時、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払いにかえさせて頂くことがあります。

1) 変更補償金の表

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%

七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

- 注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。
- 注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
- 注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注六 現地旅行会社等が実施するオプションルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

2.4. オプションルツアーまたは情報提供

- (1) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が企画・実施するオプションルツアーの第21項（特別補償）の適用については、主たる受注型企画旅行契約の一部として取り扱います。当社実施のオプションルツアーはホームページ等で明示します。
- (2) オプションルツアーの運行事業者が当社以外の現地法人である旨をホームページ等で明示した場合には、当社は当該オプションルツアー参加中にお客様に発生した第21項（特別補償）で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき補償金または見舞金を支払います。（ただし、当該オプションルツアーのご利用日が主たる受注型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ等又は確定書面にて記載した場合を除きます。）また、当該オプションルツアーの催行にかかわる運行事業者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該オプションルツアーを催行する現地法人および当該運行事業者の定めによります。
- (3) 当社は、ホームページ等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項（特別補償）の規定は適用します（ただし、当該オプションルツアーのご利用日が主たる受注型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット等又は確定書面にに記載した場合を除きます。）が、それ以外の責任は負いませぬ。

2.5. 旅行条件の基準

この旅行条件は2019年1月23日を基準としています。また旅行代金は、契約書面等に明示した日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

2.6. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要費用が生じたときには、それらの費用をお客様にご負担頂きます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店等にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入して頂きます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手に元としてご用意いただき、その手続きは土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行なって下さい。海外諸法令や国内諸法令により日本への持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意下さい。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。
- (4) 子供代金及び幼児代金は、コースによって規定が異なります。
- (5) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、確定書面各コース日程表に記載している出発空港を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでとなります。
- (6) 当社の受注型企画旅行にご参加頂くことにより航空会社等のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ・登録等は、お客様ご自身で当該航空会社等へ行って頂きます。
- (7) 当社では、お客様の都合による取消しの場合、及び返金が生じた場合返金に伴う取扱い手数料は、お客様のご負担とさせて頂きます。又金融機関のお客様の口座への振込みとさせて頂きます。予めご了承下さい
- (8) ご旅行中の病気や怪我等の治療費の負担額、盗難や傷害等の事故に対する補償、事故の際の加害者への損害賠償請求等、日本と海外とではシステムが異なります。当社では全てのお客様に安心してご旅行をいただくために、海外旅行保険へのご加入を強くおすすめ致します。ご加入方法やプランなど詳しい保険内容は、当社スタッフへお問合せ下さい。
- (9) 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

2.7. 個人情報保護方針

旅行申込書にご記入頂く、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、当社は以下に掲げる個人情報の取扱いに関する基本方針及び個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- (1) 個人情報利用の目的 お客様が当社の商品・サービスをご利用頂く際に、当社から、お名前・電話番号・住所など、お客様の個人情報をお伺いすることがあります。これらは、ご希望される商品・サービスを当社が提供する際に必要となる情報であり、同じ目的でそれ以外の事項についてもお伺いさせて頂く事があります。また、顧客サービスの一環として頂きました情報を基に、当社より旅行商品をご案内させて頂く場合もございます。
- (2) 個人情報の開示・提供 当社は、お客様へ商品・サービスを提供するうえで必要と判断した場合は、お客様からお伺いした、お名前・電話番号・住所などの個人情報、予め当社との間で契約を結んでいる企業（航空会社、現地手配会社などの業務委託先）等）に開示します。そのほかは、次のいずれかの場合を除いて、お客様からお伺いした個人情報を当社が第三者に開示

することは、原則としてありません。

- ①お客様ご本人が個人情報の開示に同意している場合
- ②法令により開示が求められた場合
- ③本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
- ④統計資料などのように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

28. 通信契約の旅⾏条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅⾏代金、取⾮料等のお⽀払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅⾏契約（以下「通信契約」といいます）を締結することがあります。通信契約による旅⾏条件も本旅⾏条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点のみをご案内いたします。
- (2) 本項でいう「カード利⽤日」とは、お客様または当社が旅⾏契約に基づく旅⾏代金等のお⽀払いまたは払戻債務を履⾏すべき日とします。
- (3) 通信契約による旅⾏契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾した時に成⽴します。郵便その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅⾏契約を承諾する旨の通知を⾏したときに成⽴します。ただし、電子メール、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成⽴します。
- (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅⾏代金や取⾮料等のお⽀払いを受けます。この場合、旅⾏代金のカード利⽤日は、確定した旅⾏サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる⾒⽤のカード利⽤日は、当社が⾒⽤等の額をお客様に通知した日とします。ただし、第16項により当社が旅⾏契約を解除したときは、当社が定める期日および方法により当該⾒⽤等をお⽀払いいたします。
- (5) 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効であるまたは無効になり、お客様が旅⾏代金・取⾮料等の一部または全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅⾏契約の締結をお断りまたは旅⾏契約を解除することがあります。